

岩手県告示第601号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

令和6年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 都市計画の種類 区域区分

（2） 都市計画を変更する土地の区域 市街化調整区域から市街化区域に編入する土地の区域

ア 盛岡市洪民字鶴塚及び字鶴飼の各一部（別紙図面のとおりに。）

イ 滝沢市菓子の一部（別紙図面のとおりに。）

ウ 紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第4地割及び第5地割の各一部（別紙図面のとおりに。）

（3） 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

ア 期間 令和6年12月10日から同月24日まで

イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場

2（1） 都市計画の種類 都市施設（流通業務団地）

（2） 都市計画を変更する土地の区域 花巻市空港南一丁目及び空港南二丁目（別紙図面のとおりに。）

（3） 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

ア 期間 令和6年12月10日から同月24日まで

イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部花巻土木センター並びに花巻市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。